

紀美野町第4回定例会会議録

平成26年11月28日（金曜日）

○議事日程（第1号）

平成26年11月28日（金）午前9時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 諸般の報告について
- 第 4 議案第112号 専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度紀美野町一般会計補正予算（第5号）について)
- 第 5 議案第113号 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第114号 紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第115号 紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第116号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第117号 紀美野町税条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第118号 紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第119号 紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第120号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第13 議案第121号 指定管理者の指定について
(紀美野町セミナーハウス未来塾)
- 第14 議案第122号 指定管理者の指定について
(紀美野町山の家おいし)
- 第15 議案第123号 平成26年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）について
- 第16 議案第124号 平成26年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

- 第17 議案第125号 平成26年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正
予算（第1号）について
- 第18 議案第126号 平成26年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第
1号）について
- 第19 議案第127号 平成26年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第2
号）について
- 第20 議案第128号 平成26年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計
補正予算（第1号）について
- 第21 議案第129号 平成26年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第1号）について
- 第22 議案第130号 平成26年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算
（第1号）について
- 第23 議案第131号 平成26年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算
（第2号）について
- 第24 議案第132号 平成26年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第1号）に
ついて
-

○会議に付した事件

日程第1から日程第24まで

○議員定数 14名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	七良浴 光 君
2番	町 田 富枝子 君
3番	田 代 哲 郎 君
4番	加 納 国 孝 君
5番	北 道 勝 彦 君
6番	向井中 洋 二 君
7番	上 北 よしえ 君

8番 伊 都 堅 仁 君
10番 松 尾 紘 紀 君
11番 上 柏 皖 亮 君
12番 美 野 勝 男 君
13番 美 濃 良 和 君
14番 小 椋 孝 一 君

○欠席議員

9番 仲 尾 元 雄 君

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	牛 居 秀 行 君
企 画 管 財 課 長	中 谷 嘉 夫 君
住 民 課 長	増 谷 守 哉 君
税 務 課 長	西 岡 秀 育 君
保 健 福 祉 課 長	宮 阪 学 君
産 業 課 長	大 窪 茂 男 君
建 設 課 長	山 本 広 幸 君
総 務 学 事 課 長 兼 教 育 次 長	中 尾 隆 司 君
生 涯 学 習 課 長	岩 田 貞 二 君
会 計 管 理 者	西 切 博 充 君
水 道 課 長	中 村 公 彦 君
地 籍 調 査 課 長	尾 花 延 弥 君
美 里 支 所 長	西 敏 明 君

国体推進課長 南 秀 秋 君
代表監査委員 向 江 信 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 大 東 淳 悟 君
書 記 中 谷 典 代 君

開 会

○議長（小椋孝一君） 規定の定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第4回紀美野町議会定例会を開会します。

（午前 9時20分）

○議長（小椋孝一君） これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（小椋孝一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、12番、美野勝男君、13番、美濃良和君を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（小椋孝一君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員長から審査結果の報告を願います。

議会運営委員長、美野勝男君。

（議会運営委員長 美野勝男君 登壇）

○議会運営委員長（美野勝男君） 去る11月19日及び11月28日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告いたします。

会期は、本日から12月16日までの19日間とし、再開日は9日、12日及び16日と決定しました。

議事日程につきましては、配付しております議事予定日程表のとおりであります。

次に、一般質問の通告は12月3日（水曜日）の午後3時までといたします。

次に、全員協議会につきましては、本日、本会議終了後、開催したいと思っております。

次に、総務文教常任委員会を12月4日（木曜日）午前9時30分から、産業建設常任委員会は12月5日（金曜日）午前9時30分から開催したいと思っております。

次に、広報編集委員会を12月12日、本会議終了後、開催したいと思っております。

なお、議事の進行上、日程を順次繰り延べる場合もありますので、よろしくお願ひします。

以上で、報告を終わります。

（議会運営委員長 美野勝男君 降壇）

○議長（小椋孝一君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から12月16日までの19日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月16日までの19日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告について

○議長（小椋孝一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、例月出納検査結果に関する報告、教育委員会より平成25年度事務事業分、事務執行状況点検評価報告書が提出されております。

お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

今期、定例会までに受理した請願は、お手元に配付のとおりであります。請願第1号は、産業建設常任委員会に付託しましたので、報告します。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、寺本君。

（町長 寺本光嘉君 登壇）

○町長（寺本光嘉君） 皆さん、おはようございます。

それでは、開会に当たりまして、一言御挨拶並びにその後の行政報告を申し上げます。

本日、紀美野町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位を初め関係者の皆様方におかれましては、何かと御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り、開会の運びとなりましたことに対し、心よりお礼を申し上げたいと思います。

さて、過日開催をいたしました「紀美野町農林商工祭り・柿の市」では、たくさんの方々の御協力によりまして、多くのお客様でにぎわいました。早いもので、ことしで9回目を迎えることができました。これもひとえに関係者の皆様や議会議員各位の御協力とお力添えのたまものと感謝をいたしております。

また今月の5日、6日にわたりまして東京の多摩青果並びに東京都昭島市の量販店におきまして柿のトップセールスを行ってきたところでございますが、今後におきまして

も引き続き農林商工業の発展に力を注いでまいりたいと考えておりますので、さらなる御指導、御鞭撻のほどお願いを申し上げます。

また、ことしの夏には3つの11号、18号、19号の台風が襲来し、全国各地で大きな被害が出ましたが、町民の皆様方の御協力のおかげをもって、当町におきましては人的被害を回避することができました。しかしながら10月28日には、南海、東南海、東海、3連動地震及び南海トラフの巨大地震の被害想定が県より発表され、特に県内の沿岸地域において甚大な被害が想定されております。

また今月22日には長野県北部で震度6弱の地震があり、住宅100棟近くが倒壊し、40人余りの方々が負傷するなど被害が出ております。今後におきましても町民や議員各位の御理解と御協力のもと、引き続き緊張感を持って防災・減災に努めてまいります。

次に報告事項といたしまして、昨年7月から着工いたしました五色台聖苑増築工事が完成し、去る10月27日に無事竣工式を終え、今月から供用開始することができました。このことによりまして、海南市、紀の川市、紀美野町の重要な懸案事項の一つでありました生活環境基盤のさらなる充実が図られました。これもひとえに地元地域の皆様や地権者を初め議会議員各位の深い御理解と御協力のたまものと厚く感謝申し上げる次第でございます。

次に、先月10月17日から21日にかけて開催されました長崎国体のホッケー競技では、当町の職員も参加しております和歌山県代表チームが3位となっております。国体推進課も現地視察を行うなど、来年10月上旬に当町で開催されます紀の国和歌山国体・ホッケー競技に向けまして、万全の態勢で取り組んでいるところでございます。

さて、国では第2次安倍内閣が7月期から9月期にかけてのGDPの第一次速報値の結果を受け、来年10月に予定されていた消費税の増税を1年半先送ることとし、アベノミクスに対する国民の審判を受けるべく、去る11月21日に衆議院を解散いたしました。

本年4月の消費税の増税から半年余りが経過する中で、地方では景気の回復は依然としておこなわれている状況であります。来年10月の消費税の増税の先送りにつきましても、景気状況を見きわめた上での判断であったと思いますが、景気の腰折れがないよう、また景気の落ち込みを防ぐための経済対策等を積極的に国の政策に盛り込まれるよう、強く願うものであります。

さて、今期定例会に上程している案件は、議案第112号から議案第132号までの

21件であります。専決処分の承認を求める案件が1件、条例の一部改正に係る案件が7件、和歌山県市町村総合事務組合規約の変更についての案件が1件、指定管理者の指定に関する案件が2件、平成26年度紀美野町一般会計及び特別会計の補正予算に係る案件が10件であります。

一般会計補正予算関連につきましては、主なものとして、国の人事院及び県の人事委員会勧告に基づき、給与等の改定分を計上しております。

また、野上区域塵埃処理場整備工事として206万6,000円の増額補正をして、今年度で整備工事を終えたいと思っております。また、県が実施する災害緊急崖崩れ対策事業に対する負担金として245万円、スクールバスの買い替え費用として345万7,000円、長谷毛原中学校において使用するスポーツ活動用備品の購入費として75万円などを計上しております。そのほか町財政の健全化を図るべく、地方債の元金の一部を繰り上げ償還するため、3億1,889万7,000円を計上しております。この後、担当課長より詳しく御説明申し上げますので、十分御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願いをいたしまして、御挨拶並びに行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 次に、過日、総務文教・産業建設両常任委員会が県外の所管事務調査を行っていますので、委員長から調査結果について報告願います。

総務文教常任委員長、伊都堅仁君。

(総務文教常任委員長 伊都堅仁君 登壇)

○総務文教常任委員長（伊都堅仁君） 去る10月30日から31日の2日間、総務文教常任委員会、所管事務調査を大分県豊後高田市及び福岡県篠栗町において実施いたしました結果について報告します。

昨年に引き続き九州を選択しましたが、それは基本政策は国の指導に基づく全国的に同様のものではありますが、それを補完するそれぞれの自治体の独自の政策に創意工夫されたものが多いということが最大の理由であります。当然それぞれが地域の実情を考え絞り出したもので、そのまま活用することは難しい面もありますが、参考にはしなければならないと考えております。

10月30日豊後高田市、昭和30年約4万7,000人あった市の人口は、60年後の現在約2万3,500人と半減してしまっており、その歯どめが市の最大のテーマ

となっていました。ここ数年前から人口が増加に転じ、市の施策の成果が実りつつあるように感じました。その政策の幾つかを紹介します。

1つには、農業人口の減少を食いとめるための就農支援、農業研修などを行っています。2つ目には、昭和の町の観光化・活性化、平成10年ごろ、人より犬や猫のほうが多いと言われた市の8つの商店街を年間約20万人が訪れる観光スポットに変身させることに成功していますが、そのために市は米蔵を買い取って核になる「昭和ロマン蔵」をつくったり、商店街の看板を変えたりボンネットバスを導入するなどによってそれを支えています。3つ目には定住支援。詳細は産業建設常任委員長から報告があると思いますが、住宅政策、宅地政策、婚活、アグリチャレンジ支援を管轄する地域活力創造課が意欲的な取り組みを行っているのが印象的でありました。4つ目が本題の教育施策ということですが、豊後高田市の独自の教育政策である「学びの21世紀塾」の詳細を申し上げます。

「学びの21世紀塾」は、子供たちに確かな学力の定着や体力づくりの機会を提供し、子供の境遇に関係なく全ての子供に学習機会を平等に保障し、あらゆる格差をなくしていくことを目的に開塾されているということで、内容については、1つ目にはいきいき寺子屋活動事業、2つ目がわくわく体験活動事業、3つ目がのびのび放課後活動事業、その3つに分類されています。

いきいき寺子屋活動事業は子供の知識を学ばせる一般的な勉強の場を与えるもので、全体で72講座、148教室、塾生数が2,740人、指導者157人、ボランティア229人という体制で行われ、内容は、①土曜日講座、これは事業の中核をなすもので、毎月第1・第3・第5土曜日に18会場で、それぞれ5歳児、小学生、中学生を対象に内容的には算数、数学、国語などの教科の復習、英会話、パソコン、そろばん、合唱などとなっています。

2つ目が水曜日講座。これは中学生の数学と英語を正規授業の補足として行っているものであります。

3つ目には中学3年生の夏季・冬季特別講座。夏休み、冬休みに受験のための補習を行うものであります。

4つ目には寺子屋昭和館、寺子屋プラチナ館、これは毎週平日の4日間、小学4年生以上を対象に宿題等の学習支援を行うものであります。

5つ目は、テレビ寺子屋講座。毎週水木土日にケーブルテレビで放映。小学生を対象

に英会話、国語、算数、数学、英語、理科、社会の講座を行っています。また、そのDVDを作成して配布しているということでありました。

2つ目のわくわく体験活動事業ですが、これは1つ目には週末の子供の育成活動、日ごろできないような物づくり、料理教室、太鼓教室、スポーツ・レクリエーション教室、環境美化教室等の大人と子供が触れ合いながら行う体験活動的な事業、放課後児童クラブと合同で活動し、子供の健やかで安全な居場所をつくるのが目的であります。

その2つ目がステップアップスクール。子供の自主性や協調性、思いやりの心を培い、心豊かでたくましく生きる力を養うとともに、家庭や社会の大切さを実感する機会を提供し、あわせて保護者にも今後の家庭教育を見直す機会を提供することを目的とするもので、具体的には青少年の家で伸び伸び3泊4日の丸ごと熱中体験事業として行っています。

3つ目ののびのび放課後活動事業はスポーツ教育のための事業で、1つには、年間の活動計画や報告を共有することで、スポーツ活動と学習活動の両立を図る取り組みを進める。

2つ目には、スポーツ少年団を中心とする小学生の所属する各団体、これは31団体ですけれども、用具等購入のための費用を支給し、振興を図る。

3つ目には、市ホームページでケーブルネットワークでの団体紹介などの活動支援を行う。以上が柱となっています。

登録団体は17競技、31団体、塾生575人、指導者103人ということでありました。なお、それぞれの事業の講師、指導者については地元の教育経験者や塾の講師、小学生には高校生が教えるなど、地域の人材活用で対応されていました。

事業費については全体で約1,596万円、事業別支出については、いきいき寺子屋活動事業に1,342万円、わくわく体験事業費として205万円、のびのび活動事業費として49万円、また内訳としては講師の謝礼金が55%、教材などの需用費が19%、事務局費が17%、その他9%とのことでした。

成果について質問しましたが、学校教育課の田中課長からは、事業自体が大きな成果を上げている実感はないが、教員が正規授業を研究して見直したり工夫したりすることによって、また子供たちも学習に対する気持ちの持ち方が変わったりして、全体的なレベルの底上げにつながっている。事業開始前には学力が県内最低レベルであったが、今は常に最高レベルを維持しているということでありました。

単独事業としては予算的にも大きく内容も多岐にわたっていますが、原点はゆとり教育後の土曜日の教育をどうするかということから始まっております。その点については当町としても参考にする余地は十分あるのではないかと考えています。

次に、10月30日、福岡市の東隣、篠栗町において、介護予防、介護ボランティアに関しての町独自の取り組みについて研修いたしました。

国の定める介護予防は、あくまでも要支援者が要介護者にならないように重度化を防止するための制度であります。篠栗町ではこれを第3次予防として位置づけています。

第1次予防は健康高齢者向けに、運動コースとして5月から9月までの間、月二、三回65歳以上を対象にいきいきセミナーを実施し、またその卒業者を対象にオアシス歩こう会を週1回実施しています。音楽活動コースとして週2回のキーボード教室、さらには週2回のオアシス音楽サロンを実施しています。また、75歳以上を対象とした健康クラブも月2回行っています。

第2次予防は特定高齢者、認定はされていませんが心身が虚弱化しつつある人を対象に週2回のはつらつセミナー、週1回のわくわくセミナーを実施しています。内容的には運動機能を向上させるための体操や訓練などがあります。

次に、介護ボランティアについては、あくまでも健康な高齢者が対象です。活動の意思がある人は、まず健康課の窓口で登録を行います。次に、社会福祉協議会でボランティア講座、各施設で実習を受け、ボランティアとして認定されます。活動については、町の事業である第1次予防、第2次予防の手伝い、老人ホームやグループホーム入所者への散歩、外出及び館内移動の補助、話し相手、レクリエーションの指導や参加支援、イベントの手伝いなどを行っているものです。また活動にはポイントが加算される仕組みで、1時間に100ポイント、1日に2時間まで、年間5,000ポイントまでとなっています。ポイントとは、1ポイント1円で換金することができ、例年80%から85%の換金率となっています。

篠栗町の人口は男性が1万5,336人、女性1万6,201人、計3万1,537人、このうち65歳以上は男性2,796人、女性3,741人、計6,537人で高齢化率は20.7%、これに対しボランティアは男性22人、女性116人、計138人となっています。ボランティアの人数は年々増加しており、事業が定着していることがうかがえました。

今後の課題としては、70歳以下の若いボランティアの増加を図ること、買い物支援

の要望の応えていくことなどが挙げられていました。

介護ボランティア交付金の予算は約68万円、決算は昨年度で約37万円とのことであります。

篠栗町介護予防、介護ボランティアについては以上であります。

このたびの2カ所の所管事務調査は、国の政策の弱いところ、不十分なところを自治体が自前の政策で補おうとするものですが、国の政策には予算がついていますが、自前の政策はまずそのことから考えなければなりません。予算が十分でない分を地域の人の力、マンパワーで補って政策を実現していることに最も感銘を受けました。

国の地方分権の考え方や財政状況を見れば、今後ますます自治体の自主政策の必要性は大きくなっていくであろうというふうに考えます。当町においてもそれについては十分考慮し検討していかなければならないことを申し上げ、平成26年度県外所管事務調査総務文教常任委員長報告を終わります。以上です。

(総務文教常任委員長 伊都堅仁君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 続いて産業建設常任委員長、向井中洋二君。

(産業建設常任委員長 向井中洋二君 登壇)

○産業建設常任委員長 (向井中洋二君) 去る10月30日から31日の2日間、産業建設常任委員会、所管事務調査を大分県豊後高田市及び福岡県朝倉市において実施いたしました結果について報告します。

まず30日、大分県豊後高田市において、「昭和の町」の取り組み及び「定住支援制度」について研修を行いました。

大分県北部の国東半島から北西部に位置し、周防灘に面する豊後高田市は、大分市まで約60キロ、北九州市まで約90キロの位置にあり、人口約2万3,000人の面積約206平方キロメートルで、市内全域が過疎地域に指定されていて、高齢化率35%、国調人口での昭和35年から平成22年までは1万9,475人、年平均390人の減少で、平成12年から平成22年までの10年間では、約2,300人の人口減となっていて、人口減対策にとっても力を入れている市でありました。

「昭和の町」は、豊後高田市の中心部商店街が昭和40年までに国東半島で最も栄えた商店街であったが、その後、大型店郊外への出店や過疎化のため衰退し、近年では犬と猫しか通らないと言われるほど寂れた状態となっていたものを、この商店街ににぎわいを取り戻すために平成13年から始めたまちおこしで、衰退のため建てかえが進まず

昭和30年以前の古い建物が約7割も残っていることを逆手にとって、中心商店街に昭和30年代の町並みを再現したものでありました。

この昭和の姿のまま時代に取り残された商店街の活性化に観光振興という新しい要素を加え、交流人口の増加に商店街の活性化を図ろうという「商業と観光の一体的振興策」である「豊後高田昭和の町」の取り組みが平成13年度よりスタートし、中心市街地の店舗に昭和の店の再生が始まりました。

昭和の町の取り組みについて、4つの再生テーマがありました。1つ目に昭和の建築の再生、2つ目、昭和の歴史の再生、3つ目に昭和の商人の再生、4つ目に昭和の商品の再生という4つの再生テーマを軸に商店街の魅力アップを図っていました。

この4つの再生に取り組む商店を商工会議所がコーディネートし、「昭和の店」として認定、それに市が支援をするという形で、商工会議所、商業者、行政の三位一体で取り組まれていました。そして平成17年から第三セクター方式で豊後高田市観光まちづくり株式会社が設立され、現在では四者一体で取り組まれていました。

この取り組みと並行して、昭和の町の観光拠点整備に着手、中心市街地にあった農業倉庫を改修して「昭和ロマン蔵」を整備し、その目玉となる施設におもちゃコレクターを館長に招き、昭和のロマン蔵東蔵にコレクション5万点を展示した「駄菓子屋夢博物館」を初め「昭和の絵本美術館」、昭和の体験施設「昭和の夢町三丁目館」、レストラン「旬彩南蔵」をオープンしておりました。

平成13年に9軒の商店が昭和30年代をイメージした外観に戻したことから始まり、平成18年には38店に広がりを見せ、商店街の取り組みと合わせ観光の拠点が完成しました。「商業と観光の一体的振興」を目標に掲げ、地方都市再生の成功例として全国から注目されているこの事業は、とても興味のあるものでした。

次に、豊後高田市の定住支援関連についてであります。昭和25年には5万人あった人口が、平成17年の合併時には2万5,000人強となっていました。合併後も年々減少し、現在では2万3,000人を割るところまで来ていて、市は人口減に対する強い危機感から、将来にわたって持続的に発展していくため移住者をふやし、市として3万人を目指す取り組みを最重要政策と位置づけていました。

若者を呼び込むための多彩な支援を進めると同時に、全国で注目を集める「学びの21世紀塾」等の教育、子育て施策を推進し、安心して子供を産み、育てやすい環境基盤を強化していました。

その結果、平成25年度には転出者と転入者が同数になり、住みたい田舎日本一、26年度も第3位にランクされているとのことでした。

市は、定住支援関連事業について「定住ガイドブック」という冊子を作成し、「定住・住まい」関係のほか子育て、保険、教育、暮らし、農業・就労・商業の6つの分野、約100項目の支援事業を紹介し、田舎暮らしのガイドブックとして活用していました。

例えば、住まい・定住の関係分野には、空き家バンク制度の実施、空き家リフォーム事業、定住促進空き家活用住宅、新婚さん応援住宅、田舎暮らしのすすめ、期間を決めたお試し住宅の取り組み、体験ツアーの実施、就労・就農支援、移住者の懇話会の実施、住宅団地の整備、婚活事業、ツキイチコンパと称し月に1回は開催しているなど、定住・住まい関係という一つの分野の中でも20以上の事業が実施されていました。

平成25年度移住支援事業を活用して豊後高田市に移住した人数は、120世帯236人とのことで、ことし9月末現在では、転入者が転出者を上回り、市の人口は84人増となっていて、人口減に歯どめがかかっている状況であるとのことでした。

市は、まちづくりの柱の一つに人口対策を挙げ、移住政策についてありとあらゆる方面から手を打っていました。その担当課の地域活力創造課という名前からも、その姿勢がうかがわれました。

次に31日、朝倉市で三連水車の里「あさくら」という農産物直売所で、新鮮農産物とスローフード、食の安心・安全にこだわった朝倉の農産物についてのテーマで研修を行いました。

朝倉市は、福岡市の東に位置し、福岡市から車で約1時間、人口約5万6,000人、面積約246平方キロメートル、平成18年の3月には旧甘木市、朝倉町、杷木町が合併してできた市です。

三連水車の里「あさくら」は、福岡市から大分県に通ずる幹線、国道386号に面してつくられていて、通行料も非常に多く、駐車場は238台のうち大型車も9台とめられる。全体敷地面積は約3万2,000平方メートル、交流館延べ床面積1,191平方メートルのうち直売所の売り場は296.4平方メートルで、平成16年度から20年度村づくり交付金、国50%、県15%、市・地元が35%、補助対象事業費6億499万1,000円、合併市町村推進体制整備費補助金3億1,986万3,000円、その他の単独費3億911万7,000円、計12億3,397万円の事業費とのことでした。

平成19年4月にオープン。都市と農村の交流を促進する拠点として、交流人口の拡大による需要拡大及びこれに供給する交流産業づくり、安全安心な食材の生産及び供給を通じた農村文化の再生によって、地域経済の再生及び地域活性化を図る目的で設置されていました。

運営体制は、朝倉市2,500万円、JA筑前あさくら500万円、朝倉市商工会500万円、三連水車の里持ち株会500万円を第三セクター株式会社三連水車の里あさくらへ出資、市より指定管理者として委託を受けて管理運営をして、三連水車の里あさくら出荷組合から出荷された農産物を三連水車の里あさくら直売所で販売していました。

農産物直売所では、野菜・果物はもちろん手づくりのお弁当、総菜、パン、和菓子が豊富に出荷され、年間を通じて季節を感じられる野菜・フルーツの販売がされていました。直売所館内にはスタッフ手づくりのレシピも用意されていて、また野菜・フルーツの宅配も行っており、大切な方への贈り物としても利用できるとのことでありました。

主な農産物としては、博多万能ネギ、キュウリ、柿、梨等で、直売所での農産物販売額は、野菜類約1億6,000万円、果樹類約1億4,000万円、計約3億円の販売実績があるとのことでした。

入場客数は毎年約100万人で、レジ通過者は平成25年度で約55万7,000人、売上実績は約6億6,000万円とのことでありました。

今後の取り組みとして、主力購買層である福岡市圏から来訪者にアピールできる商品構成、イベントの開催等に力を入れ、特に試食販売等に力を入れることで生産者と来訪者が直接触れ合う機会をふやし、「直売所らしさ」を打ち出していくことで、また従来から取り組んでいる自然環境学習事業に再生可能エネルギーを加えることで地球温暖化防止やクリーンエネルギーへの理解を普及啓発していくとともに、農産物のみでない電力の地産地消モデル施設としてPRを行っていききたいとのこと、また今後はEV充電スタンドを活用して、電気自動車を用いた地元高齢者出荷者向けの集荷などを検討していききたいとのことでありました。

当町の道の駅計画についてもとても参考になる施設でありました。

以上、両市とも当町の定住支援・農業・まちおこし等に関する今後の施策や取り組み等に参考になるものがたくさんあり、非常に有意義な調査でありました。

これで、委員長報告を終わります。

(産業建設常任委員長 向井中洋二君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 次に、一般質問の通告は12月3日、午後3時までに提出願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第112号 専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度紀美野町一般会計補正予算(第5号)について)

○議長（小椋孝一君） 日程第4、議案第112号、専決処分の承認を求めることについて(平成26年度紀美野町一般会計補正予算(第5号)について)、議題とします。

説明を願います。総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長（牛居秀行君） 議案書の1ページをお開きください。

議案第112号、専決処分の承認を求めることについて。

平成26年度紀美野町一般会計補正予算(第5号)について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

平成26年11月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次のページをごらんください。2ページでございます。

専決処分書でございます。

平成26年度紀美野町一般会計補正予算(第5号)について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成26年11月21日 紀美野町長 寺本光嘉

理由でございます。

衆議院議員総選挙の事務執行に伴い、所要の補正を行う必要が生じたためでございます。

次のページ、3ページをお開きください。

平成26年度紀美野町一般会計補正予算(第5号)。

平成26年度紀美野町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億5,512万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月21日 紀美野町長 寺本光嘉

議案書の9ページをお開きください。

まず、歳出から説明させていただきます。

2款総務費、4項、4目、衆議院議員総選挙費で1,100万円の補正でございます。内訳につきましては、1節報酬で76万円、これにつきましては投票立会人等の報酬でございます。3節職員手当等で479万9,000円の計上でございます。これは選挙事務に携わる職員の時間外勤務手当でございます。7節賃金、28万6,000円、8節報償費で1万1,000円の計上です。これにつきましてはポスター掲示等個人の土地を借りなければなりませんので、それに伴う謝礼でございます。11カ所分でございます。1件1,000円でございます。11節需用費330万6,000円、12節役務費で79万1,000円、13節委託料で82万3,000円、14節使用料及び賃借料で15万4,000円、16節原材料費で5万円、18節備品購入費で2万円の予算計上となっております。

次に1ページ戻ってください。8ページでございます。

歳入です。

14款国庫支出金、3項、1目総務費国庫委託金で、ただいま歳出の説明で申し上げました衆議院議員総選挙に係る費用1,100万円の全額を国から衆議院総選挙事務執行委託金としていただくものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第112号の説明とさせていただきます。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

- ◎日程第5 議案第113号 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について
- ◎日程第6 議案第114号 紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例について
- ◎日程第7 議案第115号 紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する

条例について

◎日程第8 議案第116号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第5、議案第113号、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について、日程第6、議案第114号、紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例について、日程第7、議案第115号、紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について及び日程第8、議案第116号、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を願います。総務課長、牛居君。

（総務課長 牛居秀行君 登壇）

○総務課長（牛居秀行君） 議案書の10ページをお開きください。

議案第113号、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について。

紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

人事院の職員給与の改正に関する勧告に伴い、国家公務員の一般職の給与に関する法律が改正されたことに準じ、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。11ページでございます。

紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例でございます。お手元の新旧対照表では1ページから2ページをごらんください。

第1条 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。これにつきましては、本年12月に支給する期末手当に係る支給割合の改正でございます。

次に第2条 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。これにつきましては、平成27年度以

降において、6月期と12月期に支給する期末手当に係る支給割合の改正でございます。結果といたしまして、この改正により年間0.15カ月分期末手当が上がることとなります。つまり現行では期末手当が年間2.95カ月分支給されておりますが、これが改正後は3.10カ月分となります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成27年4月1日から施行するとなっております。

以上、簡単でございますが、議案第113号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の12ページでございます。

議案第114号、紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例について。紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

人事院の職員給与の改正に関する勧告に伴い、国家公務員の一般職の給与に関する法律が改正されたことに準じ、紀美野町長及び副町長の給与等条例の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。13ページです。

紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例でございます。お手元の新旧対照表では3ページから4ページをごらんください。

第1条 紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「100分の155」を「100分の170」に改める。これにつきましては、本年12月に支払う期末手当に係る支給割合の改正でございます。

次に第2条 紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。これにつきましては、平成27年度以降において6月期と12月期に支給される期末手当の支給割合の改正でございます。結果といたしまして、先ほどの議案でも説明したとおり、同じでございますが、0.15カ月分期末手当が上がり、結果として2.95カ月分が3.10カ月分となるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は

平成27年4月1日から施行するとなっております。

以上、簡単でございますが、議案第114号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の14ページでございます。

議案第115号、紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について。

紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

人事院の職員給与の改正に関する勧告に伴い、国家公務員の一般職の給与に関する法律が改正されたことに準じ、紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。15ページでございます。

紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例でございます。お手元の新旧対照表では5ページから6ページをごらんいただきたいと思います。

第1条 紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「100分の155」を「100分の170」に改める。これにつきましては、本年12月に支給する期末手当に係る支給割合の改正でございます。

次に第2条 紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改めます。これにつきましては、平成27年度以降においての6月期と12月期に支払う期末手当の支給割合の改正でございます。この改正につきましても、2.95カ月分が3.10カ月分となる改正でございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成27年4月1日から施行するとなっております。

以上、簡単でございますが、議案第115号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の16ページをお開きください。

議案第116号、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について。

紀美野町職員給与条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1

項の規定により議会の議決と求める。

平成26年11月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

人事院の職員給与の改正に関する勧告に伴い、国家公務員の一般職の給与に関する法律が改正されたことに準じ、紀美野町職員給与条例の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例でございます。お手元の新旧対照表では7ページから47ページをごらんいただきたいと思います。

本件につきましては、人事院より国家公務員の俸給月額及び勤勉手当の改善に関する勧告を受け、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律が改正されました。また、県人事委員会による勧告もあり、これに準じ条例の改正をお願いするものでございます。

改正内容でございますが、まず改正条例第1条について御説明申し上げます。勤勉手当について規定してございます第23条第2項第1号中の改正につきましては、12月期の支給割合を再任用職員以外の職員については「100分の67.5」を「100分の82.5」に、ただし、職務の級が5級以上の特定幹部職員につきましては「100分の87.5」を「100分の102.5」に、再任用職員につきましては「100分の32.5」を「100分の37.5」に、ただし再任用の職務の級が5級以上の特定幹部職員につきましては「100分の42.5」を「100分の47.5」にそれぞれ改めるものでございます。

次に、初任給若年層に重点を置き、給料月額の引き上げを行うため、別表第1、別表第2及び別表第3を改正してございます。別表につきましては17ページから27ページに掲載してございますので、御高覧賜りたいと存じます。

続きまして、27ページをお開きください。

改正条例第2条につきまして御説明申し上げます。

勤勉手当について規定してございます第23条第2項第1号中の改正につきましては、国におきましては平成27年度以降において6月期と12月期の支給割合が均等になるように配分するとされておるため、これに準じ再任用職員以外の職員については「100分の82.5」を「100分の75」に、ただし職務の級が5級以上の特定幹部職員につきましては「100分の102.5」を「100分の95」に、再任用職員につきましては「100分の37.5」を「100分の35」に、ただし職務の級が5級以上

の特定幹部職員につきましては「100分の47.5」を「100分の45」にそれぞれ改めるものでございます。

次に、管理職員特別勤務手当について規定してございます第24条の改正につきましては、第2項に、管理監督する職員が災害への対処等臨時・緊急の必要やむを得ず平日深夜、これは0時から午前5時までの間でございますが、に勤務した場合に管理職員特別勤務手当を支給するとしたものでございます。金額につきましては、第3項で規定するものでございます。

次に、地域の民間給与水準を踏まえ、平成27年4月1日から俸給表の水準を平均2%引き下げを行うため、別表第1及び別表第2を改正してございます。別表につきましては28ページから35ページにわたり掲載してございますので、御高覧賜りたいと存じます。

議案書の35ページをお願いいたします。

附則につきましてはの御説明を申し上げます。

第1条では、この条例は、公布の日から施行するものでございますが、改正条例第2条、附則第4条及び第5条の規定につきましては平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。また、適用区分といたしまして、改正条例第1条の規定による改正後の給料月額につきましては、平成26年4月1日から適用しようとするものでございます。

次に、第2条では、平成26年4月1日の前後で異動者の号給の調整を行うことができる旨を規定するものでございます。

次に、第3条では、条例第1条の適用前に支給した給与は、改正後の条例の規定の給与の内払いとみなす規定でございます。

次に、第4条では、27年4月1日前後で異動者の号給の調整を行うことができる旨の規定をするものでございます。

次に、第5条では、改正条例第2条の規定による給料月額の改正に伴う激変緩和措置といたしまして、改正後の給料月額が現在受けている給料月額に達しないこととなる職員につきましては、その差額を給料として支給する。いわゆる減給補償制度を定めることとの規定でございます。

次に、第6条では、条例の施行に関し必要な事項を定める規則への委任を規定するものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第116号の説明といたします。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番 (田代哲郎君) まず11ページの紀美野町議会議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について質疑いたします。条例案について質疑いたします。

今回の人事院勧告というのは職員の勤勉手当に対して勧告されたものですが、議員報酬には勤勉手当はございません。期末手当のみですが、その本来職員の給与に対して勧告されたものを議員の期末手当に適用するということの提案に至った経緯について、御説明願います。

それから17ページ、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例についての質疑をいたします。

この紀美野町の職員の給与水準というのは非常に県下でも低いほうだというふうにかがっていますが、現在のラスパイレス指数で国家公務員に対しての比率はどの程度なのか、把握されてる範囲で結構です。お願いします。以上です。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長 (牛居秀行君) 田代議員の御質疑にお答えを申し上げたいと思います。

確かに田代議員おっしゃるように、特別職または議会議員におきましては勤勉手当というのはございません。期末手当となっております。おっしゃるとおりでございます。過去の経緯でございますが、過去の経緯におきましても平成21年、平成22年度にも人事院勧告がマイナス勧告がございまして、2年連続マイナス勧告がございました。このときにつきましても特別職また議会議員については値下げをさせていただいているところでございます。今回の人事院勧告というのは、確かに勤勉手当の勧告でございます。期末手当の勧告ではございませんけれども、先ほど申し上げましたように町議会議員、また特別職につきましてもそれぞれ県・国においてもこのような扱いをしているということでございます。勤勉手当・期末手当に分かれておりますけれども、実質的にはボーナスという考え方でございますので、過去の経緯を見ても、先ほど申しました

下げるときにおきましても勤勉手当の話であったんですが、勤勉手当がございませんので期末手当ということで考えたものでございます。ちょっと答弁になってるかどうかわかりません。

それから問い合わせのラスパイレス指数でございますけども、平成26年度におきましては89.9%となっております。以上でございます。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 3番、田代哲郎君。

○3番 (田代哲郎君) 過去に議員の報酬のうち期末手当について職員のマイナス勧告に伴って引き下げた経緯があるのではということでございます。そういう立場で、県下の、県下ので結構です、市町村で全てがそういう考え方で、議員報酬の中の期末手当も引き上げているのか実施しているのかどうか、その点について把握されておる範囲で結構ですので、御答弁願います。

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、牛居君。

○総務課長 (牛居秀行君) 田代議員の再質疑にお答えいたします。

確かに県下全部そろっているわけではございません。先ほど申し上げましたように、町議会議員の期末手当につきましては勧告に準じるという形で扱わせていただいております。近隣の状況を私ども知り得る範囲で申し上げますと、海南市、紀の川市、岩出市におかれましても、私どもと同じ0.15カ月分の増ということになってございます。未実施につきましては、かつらぎ町、九度山町、高野町、有田川町とあります。それと太地町なんかはもともとこういう期末手当制度というのはないようでございますので、そういうのは実施する以前の問題ということになっているようにあります。

ほかの町村も私どもと同じような考え方かということをお聞かせますと、そこまでちょっとわからないんですが、私どもといたしましては、先ほど御説明を申し上げましたように、過去におきましても職員の人勧がある場合には特別職そして議会議員の方々の期末手当についても上がるときも同じ下がるときも同じということで、三位一体という言葉が適切かどうかわかりませんが、連動してやっているという経緯がございますので、今回もこういった形で上程させていただいている状況でございます。以上でございます。

○議長 (小椋孝一君) 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 例えば近隣ではかつらぎ町、それから高野町もそうだと思うんですが、それと有田川町、紀美野町と接している近隣の3つの町が実施を見送っているわけです。その考え方というのがやっぱりそこでも過去の経緯として職員のマイナス勧告の場合は議員報酬も引き下げてきた経緯があるのかどうか、その点について把握されていたら結構です。お願いします。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 再々質疑の答えを申し上げます。

ちょっと私の説明が悪かったのかどうかわかりませんが、先ほど申し上げましたように、これは平成19年度から7年ぶりの上げということになります。議員も御記憶に新しいと思いますが、平成21年、平成22年におきましては連続してマイナス勧告がございました。そのときに紀美野町の議会議員の皆様につきましても、我々に準じていただいたというか準じる形で下げさせていただいております。だから今回につきましては、下げるときはもちろん準じて下げさせていただいて、上がる時もやはりそれに準じて上げさせていただいたということでございます。御理解願いたいと思います。

済みません、ちょっと私の勘違いでございました。他の近隣町村においてどういうふうな感覚でそういうふうなことを行っているのかということにつきましては、ちょっと把握してございません。先ほど申し上げましたように太地町なんかはないわけでありませぬ。何でないのかと聞かれてもそれはわかりませぬので、ちょっとそのあたりまでは把握してございません。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第113号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

13番、美濃良和君。

（13番 美濃良和君 登壇）

○13番（美濃良和君） それでは、反対の立場から討論を行いたいと思います。

今、町の財政はだんだんと厳しくなっている状況にあると思います。また、地域の状況を見ても、消費税の8%への増税と、そういうことの中からあっちこちで景気が悪い、本当にいろんなところで怨嗟の声が上がっております。そういうふう

な状況の中で、この議員の報酬なんですけれども、報酬なんですよね、給料じゃなくって。そういう立場で恐らく太地町も期末手当というものが無いのではないかというふうに思いますけれども、我々議員は区長さんらと同じように、この報酬であるということ。また、さきに紀美野町議会においても財政的な理由から議員の定数を削減したと、そういうことを行っております。これらは要するに町の財政を心配して、我々議会もそういうような方向をとったわけであります。そういうふうなことで、我々はあえてここでもって議員の報酬、期末手当でございますけれども、引き上げということについてはやはり考えなければならぬというふうに思います。町の町民の皆さん方とともにいろんな問題に向かっていかなきゃならないこの時期において、議会の報酬の引き上げ、ここについて私は反対いたします。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第113号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議長 (小椋孝一君) 起立多数です。

したがって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

これから議案第114号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第114号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

これから議案第115号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第115号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

これから議案第116号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第116号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

○議長 (小椋孝一君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時37分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

◎日程第9 議案第117号 紀美野町税条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第9、議案第117号、紀美野町税条例の一部を改正する条例について、議題とします。

説明を願います。税務課長、西岡君。

（税務課長 西岡秀育君 登壇）

○税務課長（西岡秀育君） 議案書の37ページをお開きください。

議案第117号、紀美野町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

紀美野町税条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めます。

平成26年11月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

固定資産税に係る前納報奨金を廃止するため、紀美野町税条例の改正を行うものである。

この前納報奨金制度は、戦後の混乱した社会情勢と納税意識の向上を考慮し、昭和25年シャープ勧告に基づいて創設されたものと聞いております。以後、社会情勢が大きく変化してまいりまして、金融機関の窓口納付、口座振替制度の普及などにより当初の政策目的は達成されていること、また本制度は、前納したくても一括納付をする納税資金に余裕がない方が制度を利用しづらく、恩恵が及びにくいとお声もいただいております。県下30市町村のうち25市町村が平成28年度までに廃止、または廃止予定と聞いてございます。こうしたことから固定資産税の前納報奨金制度を廃止するものでございます。

次、38ページをお開きください。

紀美野町税条例の一部を改正する条例でございます。

紀美野町税条例の一部を次のように改正する。

第70条第2項を削る。

附 則。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

固定資産税の納税義務者の約25%が町外の納税義務者の方で、町広報では十分な周

知ができないため、原案のとおり御可決いただきましたら、平成27年度固定資産税納税通知書発送時に周知をしようと考えております。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

(税務課長 西岡秀育君 降壇)

◎日程第10 議案第118号 紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長(小椋孝一君) 日程第10、議案第118号、紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議題とします。

説明を願います。住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長(増谷守哉君) それでは、議案書39ページをごらんいただきたいと思ひます。

議案第118号、紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

紀美野町国民健康保険条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めらる。

平成26年11月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案の理由でございます。

健康保険法施行令の一部改正に伴い、紀美野町国民健康保険条例の改正を行うものでございませう。

次のページ、議案書40ページ、そしてまた新旧対照表の49ページをごらんいただきたいと思ひます。

紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

紀美野町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「39万円」を「40万4千円」に改め、同項ただし書中「3万円」を「1万6千円」に改める。

附則といたしまして、施行期日、1、この条例は、平成27年1月1日から施行する。

経過措置といたしまして、2、この条例の施行日前に出産した被保険者に係る紀美野町国民健康保険条例第7条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例とする。

条例の改正の詳細について御説明を申し上げます。この紀美野町国民健康保険条例の

一部の改正につきましては、国のほうの産科医療補償制度の見直しとあわせて健康保険法施行令におきまして出産育児一時金の見直しがされたことに伴いまして、町の条例を改正するものでございます。なお、産科医療補償制度の今回の見直しにつきましては、保険料水準が3万から1万6,000円に下方修正されたことに伴い、健康保険法施行令の第36条に規定されている保険者が定める加算額については1万6,000円を基準とすることとなりました。また、出産育児一時金の見直しにつきましては、社会保障審議会医療保険部会において出産育児一時金の総額を42万円に維持するという方針がことしの7月7日に決定されているところから、保険の水準の引き下げ額1万4,000円を一時金額に上乗せし、39万円から40万4,000円に引き上げるという改正を行ってございます。このため、これに準じ、紀美野町国民健康保険条例の第7条中の出産育児一時金の金額を39万円から40万4,000円に、また町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し必要があると認める額を3万円から1万6,000円に改正を行うものでございます。以上、紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

◎日程第11 議案第119号 紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第11、議案第119号、紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議題とします。

説明を願います。消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長（家本 宏君） それでは、議案書41ページをお開きください。

議案第119号、紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

児童扶養手当法の改正に伴い、紀美野町消防団員等公務災害補償条例の改正を行うものである。

議案書の４２ページ並びに新旧対照表の５０ページ、５１ページをごらんいただきたいと思ひます。

紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

紀美野町消防団員等公務災害補償条例（平成１８年条例第１４７号）の一部を次のように改正する。

附則第５条第７項第１号中「第４条第２項第２号、第５号若しくは第１０号若しくは第３項第２号」を「第１３条の２第１項第１号から第３号まで若しくは第２項第１号」に改め、同項第２号中「第４条第２項第３号、第８号、第９号又は第１３号」を「第１３条の２第１項第４号又は第２項第２号」に改める。

附 則。

この条例は、公布の日から施行する。

今回の改正でございますが、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が制定されました。児童扶養手当法が改正されたことに伴い、本条例に引用している法律の条項に移動が生じたために、条文の整備を行うものでございます。以上、説明といたします。

（消防長 家本 宏君 降壇）

◎日程第１２ 議案第１２０号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（小椋孝一君） 日程第１２、議案第１２０号、和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について、議題とします。

説明を願ひます。総務課長、牛居君。

（総務課長 牛居秀行君 登壇）

○総務課長（牛居秀行君） 議案書の４３ページをごらんください。

議案第１２０号、和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について。

和歌山県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更したいので、地方自治法第２８６条第１項の規定により議会の議決を求めます。

平成２６年１１月２８日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

規約第３条第１項第１号に関する事務を串本町古座川町衛生施設事務組合と共同処理するため、和歌山県市町村総合事務組合規約の変更を行うものでございます。

次のページをごらんください。

和歌山県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約でございます。お手元の新旧対照表では52ページから53ページをごらんください。

和歌山県市町村総合事務組合同規約の一部を次のように改正するものでございます。

別表第2第3条第1項第1号に掲げる事務の項中「那智勝浦町太地町環境衛生施設一部事務組合」の次に「串本町古座川町衛生施設事務組合」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成27年4月1日から施行するとしております。以上、簡単でございますが、議案第120号の説明といたします。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

◎日程第13 議案第121号 指定管理者の指定について

(紀美野町セミナーハウス未来塾)

○議長(小椋孝一君) 日程第13、議案第121号、指定管理者の指定について(紀美野町セミナーハウス未来塾)を議題とします。

説明を願います。生涯学習課長、岩田君。

(生涯学習課長 岩田貞二君 登壇)

○生涯学習課長(岩田貞二君) 45ページをお願いいたします。

議案第121号、指定管理者の指定について。

紀美野町セミナーハウス未来塾の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

1、指定管理者に管理を行わせる施設。所在地、紀美野町田25番地、名称、紀美野町セミナーハウス未来塾。

2、指定管理者に指定する団体。所在地、紀美野町田25番地、名称、げんき未来塾、代表者、平井二嗣。

3、指定管理する期間。平成27年4月1日から平成30年3月31日です。

指定管理につきましては平成21年の4月から実施しております。年間の利用者については宿泊客で約2,000人、日帰り客で約200人という数字でおおよそ推移しております。町からの指定管理料300万円余しを受けて収入・支出ほぼゼロというような状態ではありますが、地元の声を含め人件を賄っているところでございます。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

(生涯学習課長 岩田貞二君 降壇)

◎日程第14 議案第122号 指定管理者の指定について

(紀美野町山の家おいし)

○議長(小椋孝一君) 日程第14、議案第122号、指定管理者の指定について(紀美野町山の家おいし)を議題とします。

説明を願います。産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長(大窪茂男君) 議案書の46ページをお願いいたします。

議案第122号、指定管理者の指定について。

紀美野町山の家おいしの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めます。

平成26年11月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

1、指定管理者に管理を行わせる施設。所在地、紀美野町中田899番地29、名称、紀美野町山の家おいし。

2、指定管理者に指定する団体。所在地、紀美野町野中245番地、名称、特定非営利活動法人石山の草原保存会、代表者、西浦 史雄。

3、指定する期間。平成27年4月1日から平成30年3月31日。

山の家おいし指定管理者につきましても、平成21年4月より特定非営利活動法人石山の草原保存会を指定管理者として運営委託を行っておりますが、平成27年3月末をもって3年間の契約期間が満了となるため、平成27年4月以降3年間、指定管理者に指定するものでございます。以上、説明といたします。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

◎日程第15 議案第123号 平成26年度紀美野町一般会計補正予算(第6号)について

○議長(小椋孝一君) 日程第15、議案第123号、平成26年度紀美野町一般会計補正予算(第6号)について、議題とします。

説明を願います。総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長(牛居秀行君) 議案書の48ページをお開きください。

議案第123号、平成26年度紀美野町一般会計補正予算(第6号)。

平成26年度紀美野町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,995万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億8,507万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成26年11月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

56ページをお開きください。

歳入でございます。

12款分担金及び負担金、1項、1目農林水産業費分担金で13万2,000円の減額補正でございます。これにつきましては、農業生産基盤保全管理等推進整備事業費の額の確定に伴います受益者分担金の額の減額による補正でございます。

次に2目土木費分担金で106万5,000円の増額補正でございます。これにつきましては、4カ所の災害緊急崖崩れ対策事業の受益者分担金でございます。

次に14款国庫支出金、1項、1目民生費国庫負担金で51万9,000円の増額補正でございます。前年度の児童手当の額の確定に伴います増額補正でございます。

次に14款国庫支出金、2項、1目総務費国庫補助金で38万8,000円の減額補正でございます。これにつきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の額の確定によります減額補正でございます。

次に、4目農林水産業費国庫補助金で145万5,000円の減額補正でございます。これにつきましては、農業生産基盤保全管理等推進整備事業費の減額によるものでございます。

次に、5目土木費国庫補助金で5,513万3,000円の減額補正でございます。これにつきましては、平中通り2号線道路改良工事及び橋梁修繕に係る事業費の減額によるものでございます。

次に、15款県支出金、2項、3目衛生費県補助金で2万5,000円の増額補正でございます。これにつきましては、12名の健康推進員の活動助成事業等補助金でござ

います。

次に、4目農林水産業費県補助金で351万8,000円の増額補正でございます。これにつきましては、長谷毛原寄り合い会に対します過疎集落再生・活性化支援事業の補助金でございます。

次に、7目教育費県補助金で19万7,000円の増額補正でございます。これは野上小学校の6年生が日高川町で行います森林体験に係る補助金でございます。

次のページをお願いいたします。57ページでございます。

18款繰入金、1項、1目財政調整繰入金で1億6,635万8,000円の増額補正でございます。この増額補正につきましては、今回の各補正に対する財源の一部とするものでございます。

次に、2目地上デジタル放送中継施設基金繰入金で200万円の増額補正でございます。これにつきましては、ギャップフィラーシステムの修繕料の財源とするものでございます。

次に、10目瀬藤基金繰入金で75万円の増額補正でございます。これにつきましては、長谷毛原中学校の施設備品購入の財源とするものでございます。

次に、20款諸収入、4項、1目雑入で202万6,000円の増額補正でございます。これにつきましては、紀の海広域施設組合の前年度負担金に対します清算金でございます。

次に、21款町債、1項、1目総務債で60万円の増額補正でございます。これにつきましては、長谷毛原集落センターの修繕に係る設計委託料に充てるものでございます。

次に、4目農林水産業債で110万円の減額補正でございます。これにつきましては、農業体質強化基盤整備促進事業費の減額に伴います合併特例債の減額でございます。

次に、6目土木債で840万円の減額補正でございます。これにつきましては、道路橋梁新設改良費の減額に伴う過疎対策事業債の減額でございます。

次に、8目教育債で1,950万円の増額でございます。内訳といたしましては、1節過疎対策事業債で1,630万円の増額、これにつきましては、国体推進費に対します過疎債のソフト事業分の枠の拡充によるものでございます。また、2節一般単独債で320万円の増額でございます。これにつきましては、スクールバスの購入費用に合併特例債を充当するものでございます。

次のページでございます。58ページです。

歳出でございます。

1 款議会費、1 項、1 目議会費で74万2,000円の増額補正でございます。これにつきましては、人勤による人件費の増額補正でございます。

次に、2 款総務費、1 項、1 目一般管理費で146万1,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、1 1 節需用費で印刷製本費として20万円、庁舎の暖房用ボイラー及びネットフェンスの修繕料として99万5,000円、合わせまして119万5,000円の増額と1 8 節備品購入費で職員の椅子30脚分の購入費用として26万6,000円の計上となっております。

次に、4 目財産管理費で4万6,000円の増額補正でございます。これにつきましては、本郷集会所の雑草等刈り取り委託料でございます。

次に、5 目企画費で325万3,000円の増額補正でございます。これにつきましては、2 節、3 節、4 節の増額につきましては、時間外勤務手当を除きまして人勤による人件費の増額補正となっております。また、1 1 節需用費では燃料費7万円とギャップフィルターシステムの修繕料200万円、合わせまして207万円の増額計上となっております。

次のページでございます。59ページです。

2 款総務費、1 項、6 目電子計算費で111万9,000円の増額補正でございます。これにつきましては、2 節、3 節、4 節の人件費関係につきましては、人勤による増額補正でございます。1 9 節負担金補助及び交付金では、税番号制度に係ります中間サーバーの利用に係る負担金といたしまして98万1,000円の増額となっております。

次に、7 目支所及び出張所費では41万6,000円の増額補正でございます。2 節、3 節、4 節の人件費関係につきましては、人勤によります増額でございます。1 1 節需用費では、支所の非常用発電機の修繕料といたしまして30万円を計上しております。

次に、9 目自治振興費で79万1,000円の増額補正でございます。これにつきましては、1 1 節需用費で動木集会所に掲示板を移設するための修繕料といたしまして14万1,000円、1 3 節委託料で長谷毛原集落センター改修工事設計業務委託料65万円の計上となっております。

次に、1 0 目交通安全対策費で30万円の増額補正でございます。これにつきましては、防犯灯10基分の修理・補修費でございます。

次に、1 2 目防災諸費で107万円の増額補正でございます。これにつきましては、

1 節報酬で防災会議委員の報酬費として 27 万円、3 節職員手当等で時間外勤務手当として 70 万円、次のページ上段でございます 1 1 節需用費で防災行政無線の電気料として 10 万円の増額計上となっております。

次に、2 款総務費、2 項、1 目税務総務費で 27 万円の増額補正でございます。これにつきましては、人勸による人件費の増額によるものでございます。

次に、2 款総務費、3 項、1 目戸籍住民基本台帳費で 47 万 1,000 円の増額補正でございます。これにつきましても人事院勧告によります人件費の増額補正でございます。

次に、3 款民生費、1 項、1 目社会福祉総務費で 98 万 2,000 円の増額補正でございます。これにつきましても時間外勤務手当を除きまして人勸に伴います人件費の増額補正でございます。

次の 61 ページでございます。

2 目国民年金事務費で 9 万 2,000 円の増額補正でございます。これにつきましても人勸によります人件費の増額補正となっております。

次に、3 目老人福祉費で 35 万 7,000 円の増額補正でございます。これにつきましては、2 節、3 節、4 節の増額については人勸による人件費の増額でございます。また、1 1 節需用費では長寿プラン 2015 の冊子の印刷製本費といたしまして 15 万 6,000 円の計上となっております。

次に、4 目障害者福祉費で 230 万 7,000 円の増額補正でございます。内訳といたしましては、3 節職員手当等で時間外勤務手当として 60 万円の増額、2 3 節償還金、利子及び割引料で障害者自立支援給付費及び育成医療・更生医療の国庫及び県費負担金の過年度返還金といたしまして 170 万 7,000 円の計上となっております。

次に、9 目総合福祉センター管理運営費で 80 万円の増額補正でございます。これにつきましては、電気料の増額でございます。

次のページでございます。62 ページです。

3 款民生費、1 項、1 2 目介護保険事業費で 376 万 7,000 円の増額補正でございます。介護保険事業特別会計への繰出金の補正でございます。

次に、1 3 目後期高齢者医療費で 181 万 1,000 円の減額補正でございます。これにつきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金の減額補正となっております。

次に、3 款民生費、2 項、1 目児童福祉総務費で 57 万 4,000 円の増額補正でござ

ざいます。これにつきましては、3節職員手当の時間外勤務手当を除きまして人勤によります人件費の増額となっております。

次に、2目青少年対策費で9万4,000円の増額補正でございます。これにつきましても、人事院勧告による人件費の増額補正となっております。

次に、4目保育所費で203万9,000円の増額補正でございます。2節、3節、次のページの上段、4節共済費の増額につきましては、人勤による人件費の増額によるものでございます。また11節需用費で紀美野こども園用に第1保育所の看板を修繕するための費用といたしまして15万2,000円、15節工事請負費で神野保育所の園庭整備工事費として85万円を計上してございます。

次に、5目児童館運営費で11万2,000円の増額補正でございます。これにつきましては、吉野児童館の消防設備の修繕料でございます。

次に、7目児童手当費で53万9,000円の増額補正でございます。これにつきましては、過年度の児童手当交付金の額の確定に伴います返還金でございます。

次に、4款衛生費、1項、3目母子衛生費で15万円の増額補正でございます。これにつきましては、発達相談員の報償費でございます。

次に、4目環境衛生費で39万6,000円の増額補正でございます。美里簡易水道事業特別会計への繰出金の増額補正でございます。

次に、5目成人保健対策費で2万5,000円の増額補正でございます。これにつきましては、11節需用費で健康推進員活動PR用資料の用紙代として2万4,000円、12節役務費で健康推進員啓発活動参加者の傷害保険料として1,000円の計上となっております。

次に、7目診療所費で315万1,000円の減額補正でございます。これにつきましては、国民健康保険診療所事業特別会計への繰出金の減額によるものでございます。

次のページでございます。64ページです。

4款衛生費、2項、1目清掃総務費で174万2,000円の増額補正でございます。これにつきましては、紀の海広域施設組合負担金の増額によるものでございます。

次に、2目じんあい処理費で206万6,000円の増額補正となっております。これにつきましては、野上区域のじんあい処理場の整備工事の増額による補正でございます。

次に、5款農林水産業費、1項、1目農業委員会費で13万1,000円の増額補正

でございます。これにつきましては、人勸によります人件費の増額補正となっております。

次に、2目農業総務費で54万9,000円の増額補正でございます。これにつきましても人勸による人件費の増額補正となっております。

次に、4目農地総務費で38万7,000円の増額補正でございます。2節、3節、次のページの4節、共済費の増額計上につきましては、時間外勤務手当を除きまして、人勸による人件費の増額によるものでございます。次の28節繰出金では、農業集落排水事業特別会計への繰出金を27万7,000円減額補正しております。

次に、6目地籍調査事業費で302万9,000円の減額補正でございます。内訳といたしましては、1節報酬で141万6,000円の減額、2節給料で7万9,000円の増額、これにつきましては人勸によるものでございます。3節職員手当で24万円の増額、これにつきましても時間外勤務手当以外は人勸によります増額でございます。4節共済費で9万円の増額、7節賃金で8万8,000円の減額、9節旅費で9万9,000円の減額、11節需用費で29万4,000円の増額、12節役務費で11万円の増額、13節委託料で400万円の減額、18節備品購入費で176万1,000円の増額となっております。

次に、7目農業体質強化基盤整備促進事業費で264万6,000円の減額補正でございます。内訳といたしましては、13節委託料で28万6,000円の減額、15節工事費で236万円の減額補正でございます。

次のページでございます。66ページをお願いします。

5款農林水産業費、2項、1目林業総務費で41万3,000円の増額補正でございます。2節給料、3節職員手当、4節共済費につきましては、3節の時間外勤務手当を除きまして、人勸による人件費の増額によるものでございます。

次に、5款農林水産業費、4項、1目山村振興総務費で351万8,000円の増額補正でございます。これにつきましては、長谷毛原寄り合い会への補助金でございます。

次に、6款商工費、1項、1目商工振興費で4万8,000円の増額補正でございます。これにつきましても人勸による人件費の増額となっております。

次のページでございます。

7款土木費、1項、1目土木総務費で327万2,000円の増額補正でございます。2節、3節、4節の増額につきましては、3節の時間外勤務手当を除きまして、人勸に

よる増額でございます。19節負担金、補助及び交付金では、災害緊急崖崩れ対策事業の負担金として4カ所の工事に対する町の負担金245万円の計上となっております。

次に、7款土木費、2項、1目道路橋梁維持費で26万4,000円の増額補正でございます。これにつきましては、トンネルの電気料金の増額による補正でございます。

次に、2目道路橋梁新設改良費で8,482万円の減額補正でございます。これにつきましては、社会資本整備総合交付金事業費の減額に伴います減額補正となっております。13節委託料で54万5,000円の減額、15節工事請負費で7,427万5,000円の減額、22節補償、補填及び賠償金で1,000万円の減額計上と、それぞれなっております。

次のページでございます。68ページをお願いします。

7款土木費、3項、1目住宅管理費で99万5,000円の増額補正でございます。これにつきましては、2節、3節、4節の増額補正につきましては、人勸に伴うものがございます。11節需用費につきましては、町営住宅の修繕料として90万円の増額計上をさせていただいております。

次に、7款、5項、1目建設残土処理費で10万3,000円の増額補正でございます。これにつきましても人勸による人件費の増額補正となっております。

次に、8款消防費、1項、1目常備消防費で199万円の増額補正でございます。これにつきましても人勸によります人件費の増額補正でございます。

次のページでございます。69ページです。

9款教育費、1項、2目事務局費で78万9,000円の増額補正でございます。2節給料、3節職員手当、4節共済費の増額につきましては、人勸によるものがございます。8節報償費で、委員の報償費として16万2,000円の計上となっております。

次に、3目教育諸費で827万3,000円の増額補正でございます。内訳といたしまして、8節報償費で64万8,000円、12節役務費で2,000円、13節委託料で11万7,000円、14節使用料及び賃借料で12万1,000円、17節公有財産購入費で、旧志賀野小学校用地の一部の土地購入費といたしまして392万8,000円、18節備品購入費で345万7,000円、それぞれ増額補正となっております。

次のページでございます。70ページです。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費で253万5,000円の増額補正でございます。これにつきましては、2節、3節、4節の増額につきましては人勸によるも

のでございます。7節賃金で76万8,000円の増額、15節工事請負費で101万5,000円の増額、18節備品購入費で給食用の備品といたしまして検食保存用冷凍庫の購入費として10万8,000円の増額計上となっております。

次に、9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費で34万8,000円の増額補正でございます。これにつきましては、電気料の増額でございます。

次に、2目教育振興費で75万円の増額補正でございます。これにつきましては、18節備品購入費で長谷毛原中学校の施設用備品といたしまして、ソフトテニスマシンの購入費75万円の計上でございます。

次に、9款、4項、1目社会教育総務費で44万円の増額補正でございます。これにつきましては、2節、3節、次のページ、4節共済費の増額につきましては人勤による人件費の増額となっております。

次に、4目人権教育費で9万5,000円の増額補正でございます。これにつきましても人勤によります人件費の増額によるものでございます。

次に、7目みさと天文台管理運営費で29万3,000円の増額補正でございます。これにつきましても人勤によります人件費の増額補正でございます。

次に、9目文化センター管理運営費で35万4,000円の増額補正でございます。これにつきましては、文化センターの消防設備及び自家発電設備の修繕料でございます。

次に、10目真国区民センター管理運営費で9万円の増額補正でございます。電気料金の増額補正となっております。

次に、9款教育費、5項、1目保健体育総務費で17万円の増額補正でございます。これにつきましては、2節給料、次のページ、3節職員手当等、4節共済費でそれぞれ増額計上となっておりますが、これにつきましても人勤による人件費の増額補正となっております。

次に、2目体育施設管理運営費で33万5,000円の増額補正でございます。これにつきましては、農村総合センターの高圧設備LBS取りかえに伴います修繕料でございます。

次に、3目国体推進費で45万5,000円の増額補正でございます。これにつきましても人勤によります増額補正となっております。

次に、11款公債費、1項、1目元金で3億1,889万7,000円の増額補正でございます。これにつきましては、長期債の繰り上げ償還による増額補正となっております。

ます。

次に、12款諸支出金、1項、1目財政調整基金費で1億4,606万8,000円の減額補正でございます。以上、簡単でございますが、歳出の説明とさせていただきます。

次に予算書の52ページに戻っていただきたいと思えます。

第2表 債務負担行為補正でございます。

追加事項といたしまして、紀美野町山の家おいし指定管理委託料でございます。平成27年度、28年度、29年度分として、それぞれ246万9,000円の限度額としております。その下の紀美野町セミナーハウス未来塾指定管理委託料でございますが、これにつきましても平成27年度、28年度、29年度分として、それぞれ308万6,000円の限度額といたしております。

次のページをお開きください。53ページでございます。

第3表 地方債補正でございます。

まず、一般単独債では限度額を270万円増額の2億2,710万円に過疎対策事業債では限度額を790万円増額の2億3,810万円にそれぞれ変更するものでございます。

なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第123号、平成26年度一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。

（総務課長 牛居秀行君 降壇）

◎日程第16 議案第124号 平成26年度紀美野町国民健康保険事業特別会計（第3号）について

◎日程第17 議案第125号 平成26年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）について

◎日程第18 議案第126号 平成26年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第16、議案第124号、平成26年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第17、議案第125号、平成26年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）について及び日程第18、議案第126号、平成26年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号)について、一括議題とします。

説明をお願いします。住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長(増谷守哉君) それでは、まず国民健康保険事業の特別会計から御説明させていただきたいと思います。

議案書の74ページをごらんいただきたいと思います。

平成26年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)。

平成26年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億430万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,046万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

議案書の79ページをごらんいただきたいと思います。

歳入でございます。

3款、1項、1目療養給付費等負担金で3,962万7,000円の増額補正でございます。当負担金の積算基礎となる給付費総額などの確定に伴い、額が決定したことにより補正となっております。

3款、2項、1目財政調整交付金で2,300万円の増額補正でございます。1節の普通調整交付金の確定に伴います補正でございます。

次、4款、1項、1目療養給付費等交付金240万円の増額補正でございます。当交付金の積算基礎となる平成25年度退職者医療療養給付費等が確定したことに伴います補正となっております。

次、6款、2項、1目県補助金で527万円の増額補正でございます。2節で県調整交付金におきまして、1号交付金の積算基礎となる平成24年度及び平成25年度の医療費等の確定に伴います増額524万円と、3節保健推進事業補助金において特定健康診査で実施する腎機能検査について県の補助金3万円の補助を受けるということで増額補正となっているものでございます。

次、10款、1項、2目財政調整基金繰入金で3,401万2,000円の増額補正でございます。今回補正による歳入歳出の額の調整のための補正でございます。

議案書の80ページをごらんいただきたいと思います。

次は歳出でございます。

2款、1項、1目療養給付費8,888万6,000円の増額補正でございます。本年度の前半期の実績により推計される額が8億9,688万6,000円となることに伴う補正となっております。

次、2款、1項、2目療養費、2項、1目療養給付費及び2項、2目療養費につきましては、歳入での国費・県費等の補正に伴います財源更正でございます。

次、4項、1目一般被保険者高額療養費1,129万4,000円の増額でございます。本年度前半期の実績より推計される額が1億2,829万4,000円となることに伴います補正でございます。

次、2目退職被保険者高額療養費404万8,000円の増額補正でございます。これにつきましても本年度の前半期の実績より推計される額に補正を行うものでございます。

次、3目一般被保険者高額介護合算療養費、それと4目退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、歳入の補正に伴います財源更正となっております。

次、議案書の81ページをごらんいただきたいと思います。

3款、1項、1目後期高齢者支援金、それと6款、1項、1目の介護納付金、さらに8款、1項、1目の特定健康診査等事業費につきましても、歳入の補正に伴う財源更正でございます。

次、9款、1項、2目償還金で7万円の増額補正となっております。平成25年度の後期高齢者医療制度円滑運営事業費の補助金が確定いたしました。昨年度収入済みの額が確定額よりも7万円多かったということで、その差額を返還するものでございます。

次、議案書82ページをごらんください。

9款、3項、1目財政調整基金の積立金で1万1,000円の増額補正でございます。これにつきましては、基金利息分の積み立てとなっております。

以上、26年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

次、議案書の84ページをごらんいただきたいと思います。

議案第125号、平成26年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）。

平成26年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,837万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

89ページをごらんください。

歳入でございます。

まず3款、1項、1目一般会計繰入金で315万1,000円の減額補正でございます。平成25年度繰越金の確定に伴いまして383万4,000円の減額、それと今回の職員給与の条例の改正に伴いまして、職員給与費繰入金68万3,000円の増額の補正に伴います補正となっております。

次、4款、1項、1目繰越金で383万4,000円の増額補正でございます。先ほども説明しました平成25年度の繰越金の確定に伴います補正となっております。

次、90ページをごらんいただきたいと思います。

歳出でございます。

1款総務費、1項、1目一般管理費で68万3,000円の増額補正でございます。今回の職員給与条例の一部改正に伴います職員の給与等の補正となっております。2節給料で2,000円、3節職員手当で60万9,000円、4節共済費で7万2,000円、それぞれ増額となっているものでございます。

以上、26年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

続きまして、次の92ページをよろしく申し上げます。

議案第126号、平成26年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成26年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定める

ところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,696万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉
予算書の97ページを見ていただきたいと思います。

3款、1項、1目一般会計繰入金で181万1,000円の減額補正でございます。平成25年度の繰越金の確定に伴います187万7,000円の減額、それと職員の人事異動、今回の職員の給与条例の一部改正に伴います職員給与費繰入金6万6,000円の増額、この合算額181万1,000円が減額補正となるものでございます。

次、4款、1項、1目繰入金187万7,000円の増額補正でございます。平成25年度繰越金の確定に伴います補正でございます。

議案書の98ページをごらんいただきたいと思います。

歳出でございます。1款、1項、1目一般管理費6万6,000円の増額補正でございます。先ほども説明しました職員の給与条例の改正に伴う補正となっております。2節給料において3万9,000円の減額、3節職員手当等で7万4,000円の増額、4節共済費で3万1,000円の増額の補正となっております。

以上、平成26年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の説明とさせていただきます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長(小椋孝一君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前11時54分)

再 開

○議長(小椋孝一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。。

(午後 1時30分)

◎日程第19 議案第127号 平成26年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算

(第2号)について

○議長(小椋孝一君) 日程第19、議案第127号、平成26年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、議題とします。

説明を願います。保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長(宮阪 学君) それでは、100ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第127号、平成26年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。

平成26年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,586万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,696万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年11月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

続きまして、103ページをお開きください。

第2表 地方債の変更でございます。

財政安定化基金貸付金、限度額973万3,000円、記載の方法、普通貸借、利率、無利子、償還の方法、和歌山県介護保険財政安定化基金の貸付条件による。ただし、町財政の都合により償還期限を短縮し、または繰り上げ償還することができる。補正後、限度額1,588万4,000円、記載の方法、補正前に同じ、利率、補正前に同じ、償還の方法も補正前に同じでございます。

去る9月議会で25年度の繰越金が予想より多かつたため借入金減額を認めていただいたところでございますが、給付費の増額が予想より多かつたため、615万1,000円の増額をお願いするところでございます。

続きまして、106ページをお開きください。

歳入、3款国庫支出金、1項、1目介護給付費負担金、補正額477万3,000円、

1 節現年度分、各サービス増による国庫負担分 4 7 7 万 3, 0 0 0 円でございます。

続きまして、3 款国庫支出金、2 項、1 目調整交付金、補正額マイナス 2 5 7 万 1, 0 0 0 円の減額でございます。1 節現年度分、調整交付金の割合が当初 1 0 . 0 3 6 4 2 % から 9 . 7 0 3 % になったためでございます。理由は、全国的に高齢者が多くなったのが理由でございます。

2 目地域支援事業交付金 2 万 9, 0 0 0 円、人件費増に伴う国庫負担分でございます。

3 目地域支援事業交付金 2 万 3, 0 0 0 円、1 節現年度分、人件費増に伴う国庫負担分 2 万 3, 0 0 0 円でございます。

続きまして、4 款支払基金交付金、1 項、1 目介護給付費交付金 7 2 7 万 6, 0 0 0 円、1 節現年度分、各サービス増による 2 号保険料 7 2 7 万 6, 0 0 0 円でございます。

2 目地域支援事業交付金、補正額 3 万 3, 0 0 0 円、1 節現年度分、各サービス増による 2 号保険料 3 万 3, 0 0 0 円でございます。

続きまして、5 款県支出金、1 項、1 目介護給付費負担金 3 3 8 万 2, 0 0 0 円、これも同じく各サービス増による県負担分 3 3 8 万 2, 0 0 0 円でございます。

続いて 1 0 7 ページをお開きください。

5 款県支出金、2 項、1 目地域支援事業交付金、補正額 1 万 4, 0 0 0 円、1 節現年度分、人件費増に伴う県負担分 1 万 4, 0 0 0 円でございます。

2 目地域支援事業交付金、補正額 1 万 1, 0 0 0 円、1 節現年度分、これも同じく人件費増に伴う県負担分でございます。

続いて、6 款繰入金、1 項、1 目介護給付費繰入金、補正額 3 1 3 万 8, 0 0 0 円、1 節現年度分、これにつきましては各サービス増による町負担分 3 1 3 万 8, 0 0 0 円でございます。

続いて、2 目地域支援事業繰入金 1 万 4, 0 0 0 円、1 節現年度分、これにつきましては人件費増に伴う町負担分 1 万 4, 0 0 0 円でございます。

3 目地域支援事業繰入金 1 万 1, 0 0 0 円、1 節現年度分、これにつきましても人件費増に伴う町負担分 1 万 1, 0 0 0 円でございます。

4 目事務費繰入金 6 0 万 4, 0 0 0 円、1 節事務費繰入金、これにつきましては超過勤務手当に伴う 6 0 万 4, 0 0 0 円でございます。

続きまして、6 款繰入金、2 項、1 目介護給付費準備基金繰入金 2 9 8 万円でございます。1 節介護給付費準備基金繰入金、これにつきましては平成 2 4 年度で 8 9 4 万 7,

837円が県より第5期介護保険料の上昇を抑制するために交付金を受けた分で、3年間で割っての繰り入れ分でございます。25年度は繰り越しがあったがために繰り入れしなかった分でございます。

続きまして、108ページでございます。

9款町債、1項、1目財政安定化基金貸付金、補正額615万1,000円、1節財政安定化基金貸付金615万1,000円でございます。

続きまして、109ページをお開きください。

歳出、3款総務費、1項、1目一般管理費、補正額45万7,000円、3節職員手当、時間外勤務手当2名分で28万円でございます。それから11節需用費、印刷製本費、制度改正に伴う周知用のパンフレット40円掛ける4,000部16万円でございます。13節委託料、電算共同委託料1万7,000円でございます。

続いて、1款総務費、3項、2目認定調査費14万7,000円の補正でございます。11節需用費、燃料費、これについては調査用の公用車の燃料費8万7,000円、それから修繕費ということで6万円でございます。

続いて、2款保険給付費、1項、1目居宅介護サービス給付費1,077万4,000円、19節負担金、補助及び交付金、居宅介護サービス給付費1,077万4,000円。給付費の増に伴う支出でございます。

2目地域密着型介護サービス給付費、補正額1,017万3,000円、19節負担金、補助及び交付金、地域密着型介護サービス給付費、同じく給付費増に伴う補正で1,017万3,000円でございます。

3目施設介護サービス給付費372万7,000円、19節負担金、補助及び交付金、施設介護サービス給付費372万7,000円。

4目居宅介護福祉用具購入費、これにつきましては財政調整交付金の変更に伴う財源変更でございます。

続きまして、110ページ、2款保険給付費、1項、5目居宅介護住宅改修費、それから6目居宅介護サービス計画給付費につきましては、財政調整交付金の率の変更に伴う財源変更でございます。

続きまして、2款保険給付費、2項、1目介護予防サービス給付費、それから2目地域密着型介護予防サービス給付費、3目介護予防福祉用具購入費、4目介護予防住宅改修費、5目介護予防サービス計画給付費、以上につきましても財政調整交付金の率の変

更に伴う財源調整でございます。

続きまして、111ページをお開きください。

2款保険給付費、3項、1目審査支払手数料41万9,000円、12節役務費、介護給付費審査支払手数料、給付費等に伴う41万9,000円でございます。

続いて、2款保険給付費、4項、1目高額介護サービス費、これにつきましても財政調整交付金の変更に伴う財源変更でございます。

続きまして、2款保険給付費、5項、1目高額医療合算介護サービス費、これにつきましても財政調整交付金の変更に伴う財源変更でございます。

次に、2款保険給付費、6項、1目特定入所者介護サービス等、これにつきましても同じく調整交付金の変更に伴う財源変更でございます。

次に112ページをお願いします。

3款地域支援事業費、1項、2目一次予防事業費11万4,000円、2節給料、一般職の給料1万5,000円、それから3節職員手当6万1,000円、これにつきましては人勧分の影響でございます。4節共済費3万8,000円、これについても人勧に伴う人件費等でございます。

続いて、3項地域支援事業費、2項、5目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費5万7,000円の補正でございます。これにつきましても人事勧告による人件費等でございます。

以上、簡単ではございますが、説明といたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

◎日程第20 議案第128号 平成26年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第1号)について

○議長(小椋孝一君) 日程第20、議案第128号、平成26年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第1号)について、議題とします。

説明を願います。産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長(大窪茂男君) 議案書の114ページをお願いいたします。

議案第128号、平成26年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第1号)。

平成26年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第1号)は、

次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,412万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

119ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款使用料及び手数料、1項、1目観光施設等使用料43万4,000円の増額補正でございます。ふれあい公園の施設使用料でございます。

4款繰越金、1項、1目繰越金13万3,000円の増額でございます。前年度繰越金が確定いたしましたものでございます。

120ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款諸支出金、1項、1目財政調整基金費56万7,000円の増額でございます。

25節積立金、財政調整基金の積立金でございます。繰越金の2分の1を下回らない額を積み立てるものでございます。以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

◎日程第21 議案第129号 平成26年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

○議長(小椋孝一君) 日程第21、議案第129号、平成26年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、議題とします。

説明を願います。建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長(山本広幸君) 議案書の122ページをお願いします。

議案第129号、平成26年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)。

平成26年度紀美野町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,704万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

126ページをお願いします。

歳入でございます。

3款繰入金で、一般会計からの繰入金が27万7,000円減額をするものでございます。これにつきましては、4款繰越金での前年度繰越金の確定による補正でございます。以上、簡単ですが説明いたします。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

◎日程第22 議案第130号 平成26年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について

◎日程第23 議案第131号 平成26年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について

◎日程第24 議案第132号 平成26年度紀美野町上水道事業会計補正予算(第1号)について

○議長(小椋孝一君) 日程第22、議案第130号、平成26年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、日程第23、議案第131号、平成26年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について及び日程第24、議案第132号、平成26年度紀美野町上水道事業会計補正予算(第1号)について、一括議題とします。

説明をお願いします。水道課長、中村君。

(水道課長 中村公彦君 登壇)

○水道課長(中村公彦君) 128ページをお開きください。

議案第130号、平成26年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)。

平成26年度紀美野町の野上簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ637万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,478万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

続きまして、133ページをお開き願います。

歳入でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金637万1,000円の増額補正につきましては、平成25年度決算における繰越金の確定によるものでございます。

続きまして、次の134ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款衛生費、1項簡易水道費、1目一般管理費、2節の給料、これにつきましては40万円の減額でございます。減額につきましては、4月の人事異動に伴う職員の給与差額でございます。次に4節共済費、一般共済費9万円の減額につきましても4月の人事異動に伴う差額に対する補正でございます。続きまして、11節の需用費、光熱費でございます。これにつきましては150万円の前期の増額補正でございます。これにつきましては支払い額及び現在までの支払い額が当初より多くなってきたため、今回補正をお願いするものでございます。夏場における消費電力の関係もでございます。

次に、3款予備費、1項予備費、1目予備費の補正でございます。ただいま給料、職員手当、共済費、電気料の職員手当等々の説明を申し上げましたが、これの125万1,000円の財源として25年度の決算繰越金、先ほどの説明の637万1,000円を使わせていただきまして、差し引いた残りの512万円を予備費として今回補正計上させていただくものでございます。以上、簡単でございますが、野上簡水の御説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案書の136ページをお開き願います。

議案第131号、平成26年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成26年度紀美野町の美里簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,683万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

補正内容について説明いたします。これにつきましては、人事院勧告に伴う給与改定に伴うものと職員の給与の増額分でございます。給料・職員手当と共済費の変動による増額分の補正をお願いするものでございます。

続きまして、141ページをお開き願います。

歳入でございますが、3項繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金39万6,000円の計上です。補正後の金額は3,960万6,000円となります。一般会計の繰入金の計上は、63ページの4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、28節繰出金に出ております。

続きまして、142ページをお開き願います。

歳出でございます。

職員4名分の人事院勧告に伴う給与等の増額でございます。2節給料で5万8,000円、3節職員手当等で25万5,000円、4節共済費で8万3,000円、計39万6,000円の計上でございます。以上、簡単でございますが、御説明とさせていただきます。

引き続きまして、144ページをお開きください。

議案第132号、平成26年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

（総則）

第1条 平成26年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 平成26年度紀美野町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

科目、水道事業費用、1項では営業費用となります。既決予定額1億1,222万円、補正予定額はゼロでございます。それから営業費用につきましては9,934万4,000

0円、これにつきましても補正予定額はゼロでございます。

次に、議会の議決を得なければ流用することのできない経費ということで、第3条に、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改めるということでございます。

科目、職員給与でございます。既決予定額2,840万2,000円、補正予定額36万1,000円、計2,876万3,000円となります。

平成26年11月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

145ページをお開きください。

平成26年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第1号）実施計画でございます。これにつきましては、実施計画と一番最後の147ページと関連してるものでございまして、説明させていただきます。

収益的収入及び支出。支出のみでございますが、水道事業費用、営業費用、これにつきましては原水及び浄水費ということで、修繕、動力、委託費の額の変更でございます。それから2目配水及び給水費、これにつきましても給料、手当、法定福利、委託料の増額、先ほどの1目も増額なんですけれども、それが4目では業務及び総係費、これは給料、手当、法定福利、委託料なんですけれども、これにつきましては420万5,000円の減額でございます。先ほどの1目、2目で増額し、この420万5,000円をこの財源として使用するというところでございます。この計画に示す支出全体額の変動・増減は、目内の配分変更したもので、既決予定額についての変動はありませんということでございます。

続きまして、146ページをお開きください。

平成26年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第1号）予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

これにつきましては、今回の補正に対する業務活動費、人件費のキャッシュ、現金の増減をフローで示すもので、予算第7条に定められた議会の議決を得なければできない経費、人件費の補正予定額36万1,000円の増減のみを示すものでございます。

引き続きまして、147ページをお開きください。

平成26年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第1号）実施計画明細書でございます。これにつきましては、先ほども説明いたしましたが、計画書のより詳細な支出に対する節の説明を示したものでございまして、節項目ごとの補正額を示した表でございます。

補正額のみを記載させていただいております。修繕費、動力費、委託料、これは原水及び浄水費でございまして、動力費というのは電気料でございます。それから委託料というのは水質検査項目の追加がありました。それから2目の配水及び給水費でございまして、これは4月の人事異動による変更ということでございまして、1節が給料、2節には手当、3節には法定福利、共済納金ということになってございます。それから8節の修繕費、それから10節の動力費、これも電気料でございます。

それから4目業務及び総係費でございますが、これにつきましても1節給料、2節手当、3節法定福利、これも4月の人事異動による変動でございまして、今回の人勘分も含んでおります。

先ほどの既決予定額が420万5,000円減額しておりますが、これを減額の中身につきましては、水道ビジョンの作成費が確定され、あるいはその設計委託料も予算で当初見積もっておりましたが、その設計委託につきましても自力で設計できましたので、これのほうの財源を使わせていただいたということでございます。以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

(水道課長 中村公彦君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

散 会

○議長 (小椋孝一君) 本日はこれで散会します。

(午後 2時08分)